京都市市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第62号

京都市市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民参加推進条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「審議会等」を「附属機関等」に改め、同条第1項中「審議会等の会議」を「附属機関等の会議(同項本文に規定する会議をいう。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「審議会等」を「附属機関等」に改める。

第4条第2項第3号中「審議会等」を「附属機関」に改める。

第9条を第13条とし、第8条の次に次の4条を加える。

(フォーラムの座長及び副座長)

- 第9条 京都市市民参加推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)に座長及び副座 長を置く。
- 2 座長は委員の互選により定め、副座長は委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、フォーラムを代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 座長及び副座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(フォーラムの招集及び議事)

- 第10条 フォーラムは、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在 任しないときのフォーラムは、市長が招集する。
- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 フォーラムは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 フォーラムの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 フォーラムは、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(フォーラムの庶務)

第11条 フォーラムの庶務は、総合企画局において行う。

(フォーラムに関する補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は、座長が 定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都市市民参加推進条例施行規則第9条第2項の規定にかか わらず、この規則の施行の際現に従前のフォーラムに相当する合議体の座長又は副座長 である者は、それぞれこの規則の施行の日にフォーラムの座長又は副座長として定めら れ、又は指名されたものとみなす。

(総合企画局市民協働政策推進室)